

保育所などの新規利用を希望される方へ ～新規利用に必要な書類～

「子どものための教育・保育給付支給認定申請書（兼保育所等の入所申込書）」は子ども1人につき1枚必要ですが、その他の書類は家庭ごとに1枚ずつで結構です。

また、支給認定審査に時間を要することから、利用開始の希望日等を考慮し、余裕をもって申請してください。

【すべての方に共通する書類】

子どものための教育・保育給付支給認定申請書（兼保育所等の入所申込書）（両面）

- ・世帯の状況等の欄には、同居している全ての方を記載してください。
※世帯分離している場合も、同居している全ての方を記載してください。
- ・世帯員の「職業・学校名等」欄には、子どもの場合でも「〇〇保育所」「〇〇小学校〇年」と記載してください。
- ・保育を希望する場合、利用希望の施設名欄には、第3希望まで記載してください。

【保育を希望する場合に保護者の状況に応じて提出する書類】

父母等1人につき、以下の書類のうち1枚必要です。

1. 就労証明書

- ① 会社員・公務員など、雇われている場合→雇い主の証明
- ② 自営業の場合→就労状況を記載
＜次のうちいずれかの書類を添付＞
 - ・確定申告の控え
 - ・源泉徴収票
 - ・開業届
 - ・営業許可証

2. 保育が必要な事項の申立書兼証明書

- ① 保護者自身が病気などである場合→主治医の証明
- ② 保護者が同居の親族（祖父母等）を看護・介護をしている場合→主治医の証明
- ③ 求職活動、妊娠・出産、大学等への就学などの場合→保育を必要とする理由等の詳細を記載
＜申立書に添付する書類＞
 - ア 求職活動の場合→ハローワークの登録証の写しなど
 - イ 母が妊娠・出産の場合→母子手帳の氏名・出産予定日が確認できる箇所の写し
 - ウ 大学等に就学している場合→在学証明書・カリキュラム等の写し

【お問い合わせ】

平戸市福祉部こども未来課子育て支援班

Tel 0950-22-9137

【保育必要量の認定表及び添付書類など】

保護者の状況等		標準時間認定 (11 時間利用)	短時間認定 (8 時間利用)	提出書類
就労	勤務	1 か月当たり 120 時間以上の就労	1 か月当たり 60 時間以上 120 時間未満の就労	就労証明書
	自営業等	1 か月当たり 120 時間以上の就労	1 か月当たり 60 時間以上 120 時間未満の就労	就労証明書 ※確定申告の写しなど
出産		産前 2 か月・産後 3 か月以内		保育が必要な事項の申立 書兼証明書 ※母子健康手帳の写し
疾病等	入院等	1 か月以上を要する者または入院 中の者	希望する者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 (主治医の証明)
	通院	1 か月以上の病気で週 3 日以上 の通院が必要な者		
	病臥	居宅で床に就いていることが状態 の者		
	精神性	精神疾患により育児能力がないと 認められる者		
	身体障害者	障害者手帳 1 ～ 2 級の交付を受け ている者又は同等の障害者で保育 が困難な者		
看護・介 護	病院等付添	1 か月当たり 120 時間以上の付添 いを行う者	身内の者が入院中で週 3 日 以上の付添っている者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 (看護・介護を受ける方の 主治医の証明)
	自宅内介護	1 か月当たり 120 時間以上の介護 を行う者	自宅内に介護を必要とする者が いる者	
災害復旧		震災、風水害などにより自宅やそ の他の災害復旧にあたっている者		保育が必要な事項の申立 書兼証明書
求職活 動	内定・求職中		3 か月以内に就労できる状態に ある者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 ※ハローワークの登録証 の写しなど
	起業準備中	1 週間当たり 30 時間以上業務に 従事している者	1 週間あたり 15 時間以上業務に 従事している者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書
就学	大学等に就学	就学している者	希望する者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 ※在学証明書の写しなど
虐待・DV		虐待・DVを受けているまたはお それがある者		保育が必要な事項の申立 書兼証明書
育児休業中の継続利用		育児休業取得時に、既に保育所を 利用している者	希望する者	就労証明書 ※勤務先等の証明